

令和元年度第1回江東区環境審議会会議録

1 日 時 令和元年6月5日(水) 午前10時00分 開会
午前10時25分 閉会

2 場 所 江東区文化センター6階 第1・2会議室

3 出席者 < >は欠席

- (1) 会 長 柳 憲一郎(明治大学法学部専任教授)
副会長 長谷川 猛(元東京都環境局理事)
委 員 芦 谷 典 子(東洋大学教授)
<奥 真 美(首都大学東京教授)>
村 上 公 哉(芝浦工業大学教授)
市 川 英 治(東京商工会議所江東支部副会長)
中 塚 千 恵(東京ガス株式会社東部支店支店長)
安 田 奈穂美(東京電力パワーグリッド株式会社江東支社渉外担当次長)
石 原 和 哉(区民委員・江東区立小学校PTA連合会)
増 子 良 男(区民委員・江東区立中学校PTA連合会)
岡 本 一 恵(区民公募委員)
田 中 真 司(区民公募委員)
星 野 博(区議会・区民環境委員会委員長)
矢 次 浩 二(区議会・区民環境委員会副委員長)
- (2) 幹 事 林 英 彦(環境清掃部長)
吉 野 正 則(環境清掃部温暖化対策課長事務取扱参事)
西 野 裕 音(環境清掃部環境保全課長)
河 野 佳 幸(環境清掃部清掃リサイクル課長)
青 山 陽 一(環境清掃部清掃事務所長)

4 議 題

- 議題1 江東区環境基本計画(後期)の改定について
議題2 「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価調査計画書に係る
江東区長意見の提出について
議題3 「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書
に係る江東区長意見の提出について

事前配付資料

- 資料1 江東区環境基本計画（後期）の改定について
- 資料2 「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価調査計画書に係る江東区長意見の提出について
- 資料3 「（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書に係る江東区長意見の提出について

机上配付資料

- 江東区環境審議会委員名簿
- 平成30年度第3回江東区環境審議会会議録
- 江東区環境基本計画（後期）の改定について（諮問）

◎開会

環境清掃部長 皆様、おはようございます。

本日は、お忙しい中、ご出席賜り、まことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、本年4月に職員の人事異動が発令され、審議会幹事に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。

(環境清掃部長幹事紹介)

(環境保全課長自己紹介)

(清掃清掃事務所長自己紹介)

環境清掃部長 それでは、ただいまより、令和元年度第1回環境審議会を開催いたします。本日もご審議のほど、よろしくお願いいたします。

初めに、委員の出欠状況について事務局から報告をいたします。

温暖化対策課長 本日の委員の出欠状況でございます。奥委員より欠席の連絡をいただいております。したがって、出席は13名となっております。審議会の定足数、半数以上満たしておりますことをご報告します。

なお、本日、3人の方より傍聴したい旨の申し出がございますので、傍聴人を入室させたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、本日の資料につきましては、次第のとおり、となりますので、不足がございましたら、事務局までお伝えください。

以上でございます。

環境清掃部長 次に、委員の委嘱を行います。

本年5月24日に臨時本会議におきまして、所轄委員会の委員長並びに副委員長の選任がありました。新たに区民環境委員会の委員長に星野博議員、同副委員長に矢次浩二議員が就任されましたので、当審議会の委員としてご就任いただくことになりました。

恐れ入りますが、星野委員、矢次委員は机上に配付いたしました委嘱状をお受けいただくことをもって委嘱にかえさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、新たに着任されましたお二人の委員に一言ご挨拶をお願いいたします。

星野委員、よろしくお願い致します。

星野委員 ただいまご紹介にあずかりました、このたび江東区環境委員会の委員長になりました星野でございます。ひとつ、今年1年、よろしくお願いいたします。

環境清掃部長 矢次委員、よろしくお願い致します。

矢次委員 同副委員長になりました、私、矢次浩二でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

環境清掃部長 それでは、議事に入らせていただきます。

会長、よろしくお願い致します。

柳会長 はい、わかりました。

皆さん、おはようございます。最初に、議事に入ります前に、前回、平成30年度の3回江東区環境審議会の会議録の承認について、確認させていただきます。

前回の会議録につきましては、ご発言をいただきました委員の皆様が発言の箇所についてご確認をいただいたものを会長として承認いたしました。この場で、この会議録につきまして正式に了承をいただきまして、一般公開と区のホームページに掲載を行いたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(一同了承)

柳会長 それでは、前回の会議録はご承認いただいたということにさせていただきます。それでは、議題に入りたいと思います。

◎議題1 江東区環境基本計画（後期）の改定について

柳会長 まず議題の1、江東区環境基本計画（後期）の改定についてということで、担当課からご報告をお願いいたします。

温暖化対策課長

それでは、資料の1をご覧ください。

まず、本計画の位置付けとしましては、江東区長期計画の推進における環境分野での基本計画ということになります。区の施策を環境という視点から整理、それから体系化しまして、環境の保全に関する基本的方向を示すものとなっています。

2の改定の目的ですが、現在の計画が平成27年3月に策定されました10年計画でありまして、本年度は策定後5年が経過するということとなります。前期計画の進捗状況分析、評価を行いまして、現在の社会状況を踏まえた後期5年間の計画を新たに策定するというものです。

本計画の改定につきましては、江東区環境基本条例の規定によりまして、本日付けで当審議会へ諮問したところですので、諮問文の写しを机上に配付してございますので、ご確認をお願いいたします。

4です。改定にかかる検討組織でございます。区の庁内検討会議といたしまして、江東区環境基本計画改定委員会設置要綱に基づきまして、改定委員及び幹事会を設置いたします。資料の枠内の職名の者が委員を務めます。

おめくりいただきまして、2ページ目、改定専門委員会（部会）についてです。江東区環境基本条例施行規則では、審議会の会長は必要があると認めるときは審議会から付託された事項について調査研究をするため専門委員会を置くことができます。環境審議会委員と区職員で構成する改定専門委員会を設置いたしまして、その中に2つの部会を設置することで効率的に審議を進めたいと考えてます。

改定までのスケジュールですが、審議会委員の皆様にご協力いただく改定専門委員会の部会を7月から8月にかけて3回ずつ開催いたしまして、その審議の結果を改定計画の素

案としてまとめ、区報に載せてパブリックコメントを求めて、区民、事業者等に幅広く計画改定をお知らせするとともに、ご意見をいただくこととなります。令和2年の2月、来年でございますが、改定計画の案として答申、3月には改定を予定しています。

次の3ページでございます。改定専門委員会（部会）の名簿となっております。江東区環境基本条例の施行規則によりまして、審議会会長が改定専門委員会委員長及び委員を指名することになっております。区といたしましては、現行計画の際に委員長をお務めいただいた長谷川委員に今回も再度委員長をお願いし、部会長、委員は名簿に記載の皆様をお願いできればと考えており、柳会長にもご報告の上、ご相談し、本日提案しているところです。

おめくりいただきまして、4ページです。改定に関する会議と審議会のスケジュールを表にしたものになっています。改定専門委員会と部会であります地球温暖化対策検討部会は7月9日、30日、8月22日、もう一つの環境に配慮したまちづくり検討部会は7月11日、29日、8月22日の開催を予定しているところです。

おめくりいただきまして、5ページ、A3版の改定の視点をごらんいただければと思います。現行計画は江東区基本構想にあります「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を目指して、施策体系の6つの柱に基づきまして取組を推進するものとなっています。これは、後期計画においても引き継ぎたいと考えているところです。

また、改定専門委員会は、2つの部会がそれぞれに担当する計画の柱を中心に、前期計画期間の進捗状況ですとか、目標達成に向けての課題を踏まえて後期計画に盛り込むべき施策や取組などを検討していくこととなります。

改定にあたっての主な視点としては、現行計画策定後の国内外の動向の反映として、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方の活用や、パリ協定の採択から国の温暖化対策の方向性を踏まえて江東区の二酸化炭素削減目標を設定すること、以下、関連する計画や法の施行を挙げているところです。

一方、江東区内の動向等の反映としては、現在改定中の次期長期計画、それから区の関係する計画にあわせた見直しを図ること、また、10カ所もの会場が設置されます東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における区の環境施策の検討を挙げております。

また、区民、事業者、団体等に一層の取組を進めていただけますよう、具体的な環境配慮行動を指針として記載することを挙げております。

おめくりいただきまして、6ページです。改定の視点到げましたSDGsのロゴマークが記載された外務省ホームページの資料となります。2015年に国連で採択されました「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための17の目標、そして169のターゲット、232の指標、これから構成されている発展途上国のみならず、先進国も自ら課題解決に取り組むための2030年をゴールとする国際目標です。これを参考までにつけております。

おめくりいただきまして、7ページです。7ページは、SDGsのロゴマークを適用した現在の計画の施策対系図を参考までにつけております。現在の体系図にSDGsのロゴマークを適用したものでございます。幅広い区の環境施策をSDGsの17の目標に関連づけることで複合的な課題解決を図るほか、このロゴマークの示すゴールが区民、事業者、団体との共通の認識となり、計画の施策への理解を深め、環境配慮構想の促進につながると考えています。

簡単でございますが、私からの説明は以上です。

柳会長 はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたけれども、この改定の趣旨についてはご理解いただけましたでしょうか。何かこのことについてご質問、ご意見がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、環境基本条例施行規則に基づきまして、先ほどお話がありましたけれども、会長として事務局案のとおり改定専門委員会を設置して委員を指名したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、皆様のご了承をいただけたということにいたしたいと思います。

それでは、長谷川委員長、奥部会長、各部会に選任された委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、議題の1については了承いたしましたと思います。

◎議題2 「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価調査計画書に係る江東区長意見の提出について

柳会長 それでは、引き続きまして、議題の2、「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価調査計画書に係る江東区長意見の提出について、担当からご報告をお願いいたします。

温暖化対策課長 それでは、次は資料の2をご覧ください。「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」の環境影響評価調査計画書に係る江東区長意見の提出です。

東京都は、一定規模以上の事業計画に対し、公害の防止、それから自然環境の保全などについて適切な配慮がされるように東京都環境影響評価条例を定めており、環境影響評価手続を実施しているところです。このたびの調査計画書に対しては、同条例第45条により準用します同条例第19条第1項に基づき、関係区長であります江東区長の意見につきまして、東京都知事から照会を受けました。前回、2月8日開催の本審議会では、この事業の概要などをご報告したところです。その後、本年2月19日に江東区長意見を東京都知事に提出しましたので、今回ご報告させていただくものです。

1の計画書の名称でございます。環境影響評価調査計画書・中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業。

2、事業者ですが、東京二十三区清掃一部事務組合です。

3、事業概要ですが、この計画は、中央防波堤内側埋立地の、現在は不燃ごみを処理している中防不燃ごみ処理センター第二プラントの隣に、不燃ごみと粗大ごみをあわせて処理します中防不燃・粗大ごみ処理施設を新たに整備するというものです。事業の種類等は、記載のとおりです。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。4の環境影響評価手続期日は、記載のとおりです。

5、江東区長意見提出のスケジュールです。都知事から意見照会后、区長から本審議会へ諮問、審議会会長の指名により環境審議会の学識経験者で構成いたします専門委員会に付託の上、答申をいただき、これを踏まえまして、区長意見として整えたものを都知事宛てに提出しました。

6、環境影響評価手続きの流れです。今回の評価計画書の次に評価結果が示される表書案に対しましても意見照会がされ、区長意見を提出することになります。以降の手続きは、記載のとおりです。

3ページをご覧ください。工事完了後の施設配置図となっています。赤線内が計画地で、黄色が新たに稼働する施設となります。

おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。4ページは都知事宛てに提出した区長意見です。主なものを報告します。

全般事項としましては、まず、中央防波堤埋立地、これは本区への帰属が当然であり、その位置について、「中央防波堤内側埋立地と直属接続しているのは、江東区からのみ」と記載を改めるように求めています。また、工事用車両の交通安全対策、交通渋滞等の対策の強化も求めています。

騒音・振動の項目では、建設機械の稼働や工事用車両の走行、工事完了後の施設稼働やごみ収集車両等の走行による影響を適切に評価し、その発生抑制に努めるよう求めています。

5ページの廃棄物の項目では、新たな処理施設の設置に伴う廃棄物、特に不燃物の選別精度向上により、最終処分割合の削減効果等につき、計画時点でどのように予測、または評価しているのかを明記すること、それから、工事の施工中は既存の処理施設の稼働に伴い発生する廃棄物も踏まえた上で、予測・評価をすること。工事施工中に発生する廃棄物のほか、工事従事者等の飲食による生ごみや容器等についても発生抑制や資源としての有効利用を図り、ごみの減量に努めることなどを求めています。

温室効果ガスの欄では、新たな処理施設の最新機器の導入により、廃棄物処理量当たりのエネルギー消費量の削減につき、予測・評価を明記するように求めています。

簡単ですが、私からの説明は以上になります。

柳会長 はい、ありがとうございます。

ただいま中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業の調査計画書に対する区長意見ということでご報告がありましたけれども、何かこの意見について、こういう形で提出しているわ

けですけれども、ご意見、ご質問があればお伺いいたしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

◎議題3 「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書に係る江東区長意見の提出について

柳会長 それでは、続きまして、議題の3、「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書に係る江東区長意見の提出について、担当課からご報告をお願いいたします。

温暖化対策課長 それでは、次の資料の3をごらんください。「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書に係る江東区長意見の提出です。

先ほどの中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業と同様に、東京都知事から照会を受けたものです。「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」調査計画書に係る江東区長意見を本年5月13日に提出しましたので、ご報告するものです。

1、計画書の名称は、環境影響評価調査計画書(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業。

2、事業者は、株式会社京葉興業です。

3、事業概要につきましては、昭和57年に竣工した無機汚泥を中間処理する既存の改質固化処理プラントを建てかえるとともに、平成2年に、隣地に竣工した既設の廃水処理プラントを、計画地内に新たに建設を行うというものです。

事業の種類は、廃棄物処理施設の設置で、計画地の所在地は江東区新砂三丁目、計画地面積、以下の詳細は記載のとおりです。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。4の環境影響評価手続期日は記載のとおりです。

5の江東区長意見提出のスケジュールです。都知事からの意見書照会后、区長から本審議会へ諮問、審議会会長の指名によりまして環境審議会の学識経験者で構成します専門委員会に付託の上、答申をいただき、これを踏まえて区長意見として整えたものを都知事に提出いたしました。

6です。環境影響評価手続きの流れは、今回の調査計画書の次に評価結果が示される評価書案に対しましても意見照会が行われ、区長意見を提出することになります。以降の手続きは、記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。施設立地図となっています。赤線内が計画地で、水色の線は廃水処理プラントの位置になります。現在は南側の敷地ですが、計画地内に新たに建設するものです。

おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。計画地内の施設概要図です。右上は先ほど説明の廃水処理プラントです。図の下側、改質固化処理プラントは西棟、東棟の2棟を建設して、左上の船舶積出施設は現状のまま利用する計画となっています。

5 ページをご覧ください。計画地は、図の中央、新砂三丁目に位置し、本事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域は網かけの部分、江東区新砂、南砂、東砂、潮見、塩浜、夢の島の一部になります。

おめくりいただきまして、6 ページをご覧ください。東京都知事宛てに提出した江東区長意見です。主なものを報告します。

全般事項としては、工事用車両の交通安全対策、環境に影響を及ぼす事態が生じた場合は速やかに公表し、対策を講じることなどを求めています。

悪臭につきましては、工事施工中は環境影響評価の対象としていませんが、計画地の地歴を考慮しまして、土壌の掘削に伴う悪臭発生のおそれにつきましても予測・評価の対象とすることを求めています。

水質汚濁は、予測・評価項目に選定されておりませんが、地下浸透防止措置について、より詳細な記述をすることを求めているところです。

土壌汚染です。計画地の地歴を考慮いたしまして、既存資料調査に加えまして、計画地内の土壌に含まれる重金属等の汚染物質を調査し、予測・評価を行った上で土壌汚染のおそれがある場合には適切な措置を検討することを求めているところです。

地盤につきましては、予測項目にある掘削工事及び地下水の水位に伴う地盤沈下について、計画書では、施工計画及び環境保全のための措置を踏まえて定性的に予測するとしていますが、可能な限り現地調査のデータを踏まえた定量的な予測・評価を行った上で適切な措置を検討することを求めているところです。

温室効果ガスです。電気及び都市ガス使用量、バイオガスによる発電量に加えて、再生可能エネルギーの有効利用による温室効果ガスの削減量を示した上で、「KOTO低炭素プラン」に掲げる地球温暖化対策の取組を十分に踏まえた事業計画とすることを求めています。

簡単ですが、説明は以上です。

柳会長 はい、ありがとうございます。

このアセスの図書に対する区長意見提出に当たっては、専門委員会の奥委員長をはじめ、芦谷、長谷川、村上各委員にはいろいろとご意見をまとめていただき、ありがとうございました。

何かただいまの説明についてご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、事務局から報告がございます。

温暖化対策課長 では、事務局から報告いたします。

先日、6月2日の日曜日に、江東区環境フェアを開催いたしました。開催につきまして、皆様には実行委員並びに出展のご協力を賜りまして、まことにありがとうございました。

今回、12回目を迎えた環境フェアですが、当日は、昨年のように日差しが暑すぎることもなく、ご家族連れなどが和やかな雰囲気の中で趣向を凝らしたブースでの体験を楽し

んでいらっしゃいました。来場者数など、詳細は次回の審議会にてご報告したいと思っております。

以上です。

柳会長 はい、ありがとうございます。

日曜日の環境フェアにご参加の皆様、どうもご苦労さまでした。ありがとうございます。

何かただいまの報告についてご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事はこれで全て終了ということになります。

次回の日程について、事務局から報告をお願いいたします。

温暖化対策課長 それでは、次回の日程でございます。令和元年度の第2回環境審議会につきましては、令和元年9月9日の月曜日、午前10時から、場所は江東区役所7階第71会議室を予定しておりますので、ご出席をお願いいたします。後日、文書で改めてご案内をさせていただきます。

また、先ほどご審議いただきました江東区環境基本計画の改定専門委員会・部会につきましても、開催の文書を送付させていただきますので、恐れ入りますが、ご出席をお願いしたいと思います。よろしくご協力ください。

以上でございます。

柳会長 はい、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和元年度第1回江東区環境審議会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

午前10時25分閉会